

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉	〇保安林の指定を解除する予定	一	〇特定非営利活動法人の定款の変更	二
	〇道路の位置指定	一	の認証の申請	
〈公 告〉	〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	一	〇開発行為に関する工事の完了	二
			〈県営水道公告〉	
			〇一般競争入札の実施	二

告 示

奈良県告示第三百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 解除予定保安林の所在場所 生駒郡三郷町立野南一丁目一七〇の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 三 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林保全課及び三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

奈良県告示第三百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十六年八月二十四日現在の地番による。）
- 香芝市磯壁二丁目九七五番地ノ三の一部、九七六番地ノ八及び九七六番地ノ九
- 二 申請者氏名 高谷 廣
- 三 申請者住所 香芝市磯壁五丁目二番一六号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 一六・三九メートル
- 六 指定年月日 平成十六年九月二十七日
- 七 指定番号 高土第一六〇二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人以和貴会	香芝市尼寺六一六	グループホームNoa「のあ」	香芝市穴虫一二六一ー一	地域生活援助	平成十六年十月五日
			栄光ハイツェ棟及びG棟		

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年九月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白梅の会

三 代表者の氏名

西川 梅子

四 主たる事務所の所在地

磯城郡田原本町四一三番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、磯城郡内の児童及び概ね六〇歳以上の高齢者に対し、地域に根ざした文化的交流並びに福祉活動を通して児童や老人がいつでも集える憩いの場を提供し、児童には心身ともに健やかな人間性を育成すること、高齢者には生きがいを持てる健全で安らかな生活を促進することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十二年八月二十八日第六六一一四号

平成十六年五月十二日第六六一一四一四号

平成十六年九月二十一日第六六一一四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月十二日第六六一一四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月十二日第三四九三三三三号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡上牧町大字上牧四九三番地ノ一、四九六番地ノ三の一部、五三七番地ノ八の一部、五三七番地ノ九の一部、五三七番地ノ一一、五三七番地ノ一二、五三七番地ノ一四、五三七番地ノ一五、四八二九番地の一部及び四八三〇番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡上牧町大字上牧三三五〇番地

上牧町長 杉田重雄

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 北葛城郡上牧町大字上牧四九三番地ノ一、四九六番地ノ三の一部、五三七番地ノ一一の一部、五三七番地ノ一二の一部、四八二九番地の一部及び四八三〇番地の一部

緑地 北葛城郡上牧町大字上牧五三七番地ノ一一及び五三七番地ノ一五の各一部

水路 北葛城郡上牧町大字上牧五三七番地ノ八、五三七番地ノ一二の各一部及び五三七番地ノ一四

一 許可番号

平成十六年九月二十四日第七四一九七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月八日第六六一一〇号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市十市町八二九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市十市町七九六番地

岩井義孝

県営水道公告

室生ダム情報伝送改良工事に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」とい

ます。)第六十七条の五第二項及び第六十七条の六第一項の規定により公告します。
平成十六年十月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 競争入札に付する業務の概要

1 工事名

室生ダム情報伝送改良工事

2 工事場所

榛原町山辺三 外二箇所

3 工事概要

室生ダムテレメータ等更新
室生ダムITV設備設置
導水隧道(延長五、四四一メートル、内径一・七メートル)内、光ファイバークーブル布設(作業可能時間八時間)
計装機器更新

4 工事期間

約四か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち通信設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十五条の規定による電気通信工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(有効期間内における直近のもの。以下同じ)の結果における総合評点(電気通信工事についての総合評点をいいます。以下同じ)が九百点以上の者であること。

5 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における電気通信工事の平均完成工事高が、一億四千万円以上であること。

6 過去十年以内に、上下水道処理施設に係る通信設備工事の元請施工実績を有し、本工事の主要機器である情報伝送設備の自社による設計及び製作ができる。

なお、外注及びOEM契約によるものは、「自社による設計及び製作」には該当しません。

7 この工事に係る主要機器(6に記載)の据え付け、試運転調整等の現地施工ができる者であること。

8 次の条件を満たす主任技術者または監理技術者を、この工事を行う期間中専任で配置できること。

(一) 過去十年以内に上下水道処理施設(通信設備)工事の従事経験を有する者であること。

(二) 電器通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあるものであること。

9 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 日本上下水道設計株式会社 大阪支社 奈良出張所

所在地 奈良市大宮町六丁目二番地の一〇

10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

11 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

12 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年十月十九日（火）から同月二十六日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月二十六日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の二二
奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年十月二十五日（月）及び同月二十六日（火）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年十月二十七日（水）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月二十八日（木）にその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、同月二十八日（木）までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年十月二十八日（木）午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の二二
奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年十一月一日（月）午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年十一月二日（火）午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年十一月十五日（月）午後二時

2 場所

奈良市大森町五七番地の二二
奈良県奈良総合庁舎四階会議室

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札回数は、一回とします。
最低制限価格

最低制限価格を設定します。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

2 虚偽の申請を行った者のした入札

3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

十 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

契約保証金は、奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）第十九条に基づき納付してください。

十一 契約書の作成

作成を要します。

十二 予定価格及び最低制限価格の額

1 この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、一四〇、四八五、八〇〇円です。

2 この工事の最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、一九、四一二、三〇〇円です。

3 なお、右記1及び2については、仕様書にも記載しています。

十三 手続きの中止

入札参加者が二者以下のときは、それが判明した時点で、入札を含む以後の手続きを中止します。

十四 その他

詳細は、入札説明書によります。

十五 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二―二五―〇七七―内線三二六）まで問い合わせてください。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。